表示・掲示すべき事項一覧

■一般機械

<u> </u>			
該当事項	表示・掲示内容	表示·掲示場所	関係条文
機械(刃部を除く)のそうじ、給油、検査又は修理	作業に従事する労働者以外	起動装置に表示板を	安衛則107条
の作業を行う場合の運転停止をしたとき	の者が運転することを防止	取り付ける	
	するための措置		
刃部のそうじ、検査、修理、取替え又は調整の作	作業に従事する労働者以外	起動装置に表示板を	安衛則108条
業を行う場合の運転停止をしたとき	の者が運転することを防止	取り付ける	
	するための措置		

■木工機械

自動送材車式帯のこ盤の送材車と歯との間	立入禁止	見やすい箇所	安衛則128条

■荷役運搬機械

フォークリフト	特定自主検査検査標章	フォークリフトの見や すい箇所	安衛則151条の24
不整地運搬車		不整地運搬車の見 やすい箇所	安衛則151条の56

■爆発・火災

■爆発・火災				
ガス溶接等の作業(i 所	通風又は換気が不十分な場	使用する者の名札(ガス等の供給の誤操作の防止のため)	使用中のガス等の ホースのガス等の供 給口のバルブ又は コック	安衛則262条
ガス溶接等の業務に	正使用するガス等の容器	使用前又は使用中、使用後 の区別	当該容器	安衛則263条
火災又は爆発の危険	食のある場所	火気の使用禁止及び必要で ない者の立入禁止	火災又は爆発の危 険のある場所	安衛則288条
			発生器室内の見や すい箇所	安衛則312条
	発生器室内	係員以外の立入禁止	発生器室	
	発生器から5メートル以内、 又は発生器室から3メート ル以内の場所	喫煙、火気の使用又は火花 の発するおそれのある行為 の禁止	当該場所	
ガス集合溶接装置		使用するガスの名称及び最 大ガス貯蔵量	ガス装置室の見やす い箇所	安衛則313条
	ガス装置室	係員以外の立入禁止	見やすい箇所	
	ガス集合溶接装置から5 メートル以内の場所	喫煙、火気の使用又は火花 の発するおそれのある行為	見やすい箇所	
	バルブ、コック等	操作要領及び点検要領	ガス装置室の見やす い箇所	
		窒素又は炭酸ガスが存在すること(労働者が圧送に用いた設備の内部に立ち入ることによる窒息の危険が生ずるおそれのない措置としての周知。ゆえに周知以外の方法をとる場合も可)		安衛則328条

■通路

作業場に通ずる場所及び作業場内の通路で主	安全な通路であることを示す	当該通路	安衛則540条
要なもの	表示		
常時使用しない避難用の出入口、通路又は避難	避難用である旨の表示	当該避難用出入口	安衛則549条

■有害な作業環境			
強烈な騒音(等価騒音レベルが90デシベル以 上)の屋内作業場	強烈な騒音を発する場所であること	床上に白線、黄線等 で区画、あるいは屋 内作業場の入り口に 掲示等、労働者が容 易に知ることができ るよう表示	
強烈な騒音の屋内作業場で耳栓その他の防護 具の使用を命じたとき	保護具を使用しなければな らない旨	見やすい箇所	安衛則595条
有害な光線又は超音波にさらされる場所 炭酸ガス濃度が1.5パーセントを超える場所、酸 ガス、蒸気又は粉じんを発散する有害な場所 有害物を取り扱う場所 病原体による汚染のおそれの著しい場所	関係者以外の立入禁止		安衛則585条
有害物若しくは病原体に汚染された物の集積場 所	有害物若しくは病原体に汚 染された物の集積場所であ	見やすい箇所	安衛則586条
■ボイラー			
安全弁その他付属品(圧力計又は水高計の目盛 り)		す位置	ボイラー則28条
ボイラー室その他のボイラー設置場所	関係者以外の立入禁止	見やすい箇所	ボイラー則29条
ボイラー検査証並びにボイラー取扱作業主任者	ボイラー検査証及びボイラー取扱作業主任者の資格	ボイラー室その他のボイラー設置場所の	
	及び氏名	見やすい箇所	
■第1種圧力容器			
安全弁その他付属品(圧力計の目盛り)	最高使用圧力	最高使用圧力を示 す位置	ボイラー則65条
第1種圧力容器取扱作業主任者	第1種圧力容器取扱作業主 任者の氏名	設置場所の見やす い箇所	ボイラー則66条
■第2種圧力容器			
王力計の目盛り	最高使用圧力	最高使用圧力を示 す位置	ボイラー則87条
■クレーン			
巻上げ用ワイヤーロープ(巻過防止装置を具備し ないクレーン)	巻上げ用ワイヤロープの巻 過ぎを防止するための標識	巻上げ用ワイヤー ロープ	クレーン則19条
クレーン作業(クレーン運転者及び玉掛けをする 者)	定格荷重	常時知ることができ るような場所	クレーン則24条の2
天井クレーン等の点検等の作業	当該天井クレーン等の運転 禁止	の操作部分	
組立て又は解体の作業を行う区域	関係労働者以外の労働者の 立入禁止	見やすい箇所	クレーン則33条
■移動式クレーン			
ーレス・ファイン 移動式クレーン作業(クレーン運転者及び玉掛け をする者)	定格荷重	常時知ることができ るよう表示	クレーン則70条の2
ジブの組立て又は解体の作業を行う区域	関係労働者以外の労働者の 立入禁止	見やすい箇所	クレーン則75条の2
■デリック			
■・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	巻上げ用ワイヤーロープの 巻過ぎを防止するための標 識	巻上げ用ワイヤー ロープ	クレーン則106条
組立て又は解体の作業を行う区域	関係労働者以外の労働者の 立入禁止	見やすい箇所	クレーン則118条
	•		•

■有機溶剤

屋内作業場等での有機溶剤業務	項」	作業中の労働者が 容易に知ることがで きる見やすい箇所	有機則24条
有機溶剤等の区分	有機溶剤等の区分の表示 第一種有機溶剤等 赤及び 色分け以外の方法による表示 第二種有機溶剤 黄及び色 分け以外の方法による表示 第九種有機溶剤 青及び色 分け以外の方法による表示	見やすい箇所	有機則25条

■鉛

- 11			
屋内の作業場での鉛業務	喫煙又は飲食の禁止	見やすい箇所	鉛則51条

■四アルキル鉛

<u>■四アルモル鉛</u>			
ドラムかん等の容器	四アルキル鉛用の容器である旨	当該容器	四鉛則2条
作業場所又はタンク、ドラムかん等がある場所	関係労働者以外の労働者の 立入禁止	見やすい箇所	四鉛則19条
装置の故障その他労働者が四アルキル鉛中毒 にかかるおそれがある場合	関係労働者以外の労働者の 立入禁止(四アルキル鉛中 毒にかかるおそれのないこ とを確認するまでの間)	見やすい箇所	四鉛則20条

■特定化学物質

■特定化子物頁			
特定化学物質等を製造し、取り扱い、若しくは貯蔵する設備又は特定化学物質等を発生させる物	作業を行う設備から特定化 学物質等を確実に排出しか	見やすい箇所	特化則22条
を入れたタンク等	つ当該設備に接続している		
	すべての配管から作業箇所		
	に特定化学物質が流入しな		
	いように閉止したバルブ、		
	コック又は閉止板等を解放し		
	てはならない旨の表示		
第三類物質等が漏洩し、労働者が健康障害を受		見やすい箇所	特化則23条
けるおそれのある場合	(労働者が第三類物質等に		
	よる健康障害を受けるおそ		
	れのないことを確認するまで		
	の間)		
第一類物質又は第二類物質を製造し、又は取り		見やすい箇所	特化則24条 特化則38
扱う作業場(臭化メチル等を用いて燻蒸作業を行			条の2
う作業場を除く)	2. 作業場での喫煙又は飲		
	食の禁止(臭化メチル等を用		
	いて燻蒸作業を行う作業場		
	も含む)		d+ # 51 6
特定化学物質等を運搬し、又は貯蔵する容器	1. 特定化学物質の名称		特化則25条
	2. 特定化学物質の取り扱	やすい箇所	
	い上の注意事項		
特別管理物質を製造し、又は取り扱う作業場(ク	1. 特別管理物質の名称	見やすい箇所	特化則38条の3
ロム酸等を取り扱う作業場にあってはクロム酸等	2. 特別管理物質の人体に		
を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等	及ぼす作用		
を取り扱う作業場に限る)	3. 特別管理物質の取り扱		
	い上の注意事項		
	4. 使用すべき保護具		
 塩化ビフエニル等を運搬、又は貯蔵するために		容器の見やすい筒	性ル則20冬の6
塩化ビノエール等を運搬、又は貯蔵するにめた 使用した容器で塩化ビフエニル等が付着している	塩化ビフエニル等が付着している旨	谷春の見やすい固 所	特化則38条の6

製造等禁止物質の容器及び保管場所	容器には製造禁止物質の成		行化則4/余
	分を、保管場所にはその旨	箇所	

■高気圧作業

■同以江下未			
潜水業務を行う場合のさがり綱		時間」の区分に応じた定められた浮上停た距離の位置(水深3mごとに最高水深24mまでを表示)	高圧則33条
再圧室の設置場所及び操作場所	必要のある者以外の立入禁 止	見やすい箇所	高圧則43条
再圧室	再圧室内部への危険物その 他発火若しくは爆発のおそれのある物又は高温となって点火源となるおそれのある物の持込禁止	再圧室の入口	高圧則46条

■電離放射線			
管理区域 下記のいずれかに該当する区域 1. 外部放射線による実効線量と空気中の放射性物質による実効線量との合計が3月間につき 1. 3ミリシーベルトを超えるおそれのある区域 2. 放射性物質の表面密度が下記に掲げる限度の10分の1を超えるおそれのある区域 アルファ線を放出する放射線同位元素 4Bq/cm アルファ線を放出しない放射線同位元素 40Bq/cm	①被ばく線量測定用具の装 着に関する注意事項 ②放射性物質の取扱い上の 注意事項	標識で明示法がある。 ①区 すり で明示法がある。 ①区 事物に 標識を はいまた はいまた はいまた はいまた はいまた はいまた はいまた はいまた	
荷電粒子を加速する装置(サイクロトロン, ベータトロンその他の荷電粒子を加速する装置)	③事故が発生した場合の応 急の措置等 ④その他放射線による労働 者の健康障害の防止に必要 な事項 次の事項を明記した標識 ①装置の種類 ②放射線の種類	装置若しくは機器又 はそれらの付近の見 やすい箇所	電離則14条
放射性物質を装備している機器	③最大エネルギー 次の事項を明記した標識 ①機器の種類 ②装備している放射性物質 に含まれた放射性同位元素 の種類及び数量(単位べク レル)	装置若しくは機器又はそれらの付近の見やすい場所	電離則14条
放射線装置室(放射線装置を設置する専用の 室)	③当該放射性物質を装備した年月日 ④所有者の氏名 又は名称 放射線装置室であることを 明記した標識	加 放射線装置室の入 口	電離則15条
使用が許されている放射線装置の放射線装置室以外の場所 (使用が許されている放射線装置は、エックス線装置(医療用のものについては、間接撮影に使用するものに限る)又は放射性物質を装備している機器で、前項の放射線装置室以外の場所とは、エックス線管焦点又は放射線源から5m以内の場所(1cm線量当量率が0.5ミリシーベルト毎時以下の場所を除く)をいう	労働者の立入禁止を明示した標識	立ち入ることを禁止されている場所がわかる位置	電離則18条
放射性物質取扱作業室等(密封されていない放射性物質を取り扱う作業を行うときに必要とされている専用の作業室と当該作業に従事中の者の専用の廊下等)	放射性物質取扱作業室等であることを明記した標識	放射性物質取扱作 業室等の入口	電離則22条

	In a my lam, the lam	M 7 1° 1 1 AT 6	중화미 o = 전
放射性物質取扱用具	放射性物質取扱用具である	鉗子、ピンセット等の 放射性物質取扱用 具	電離則27余
放射性物質がこぼれる等により汚染が生じたとき の汚染のおそれがある区域	汚染のおそれがある区域を 明示した標識	汚染のおそれがある 区域を標識で明示	電離則28条
汚染除去用具	汚染除去又は清掃を行ったときは、その都度、汚染度を検査し、その用具が許されている限度を超えて汚染されている場合は、限度以下になるまで、使用禁止であること		電離則30条
放射性物質又は汚染物の貯蔵施設	放射性物質又は汚染物の貯 蔵施設である旨を明記した 標識	貯蔵施設の外側の 見やすい場所	電離則33条
放射性物質取扱作業室からの排気又は排液の 浄化施設(ただし放射性物質により汚染されてい ない場合は除く)	放射性物質取扱作業室から の排気又は排液の浄化施設 である旨を明記した標識		電離則34条
放射性物質又は汚染物の焼却炉	放射性物質又は汚染物の焼 却炉である旨を明記した標 識	焼却炉の外側の見 やすい場所	電離則35条
放射性物質又は汚染物の保管廃棄施設	放射性物質又は汚染物の保 管廃棄施設である旨を明記 した標識		電離則36条
放射性物質を保管し、若しくは貯蔵し、又は放射性物質若しくは汚染物を運搬し、保管廃棄し、廃棄のために一時ためておくときの容器	放射性物質又は汚染物を入れるものである旨 1. 放射性物質の種類及び 気体、液体、固体の区別 2. 放射性物質に含まれる 放射性同位元素の種類及び 数量		電離則37条
放射性物質を吸入摂取、経口摂取するおそれのある作業場(放射性物質取扱作業室、核原料物質の掘採現場、原子炉の定期検査時における放射性物質により汚染されている作業場等)	作業場での喫煙、飲食の禁 止	作業場の見やすい 箇所	電離則41条の2
事故発生時	事故発生により実効線量当量が15ミリシーベルトを超えるおそれのある区域を明示した標識		電離則42条
外部放射線による線量当量率	放射線業務を行う作業場の うち管理区域における外部 放射線による線量当量率の 測定又は測定を行うことが 著しく困難な場合の計算に より算出した線量当量率	見やすい箇所	電離則54条

■酸欠等

_■			
酸素欠乏危険場所	酸素欠乏危険作業に従事する労働者の酸素欠乏危険場所への立入禁止	見やすい箇所	酸欠則9条
酸素欠乏等のおそれが生じた場所	特に指名した者以外の者の 立入禁止	見やすい箇所	酸欠則14条
通風が不十分な場所に備える、炭酸ガスを使用する消化器又は消火設備	消火設備をみだりに作動させることの禁止	見やすい箇所	酸欠則19条
ボイラー、タンク、反応塔、船倉等の内部の不活性気体を送給する配管のバルブ若しくはコック又は閉止板	閉止した配管のバルブ若しく はコック又は施錠した閉止 板の開放の禁止	見やすい箇所	酸欠則22条
不活性気体を送給する配管のバルブ若しくはコック又はこれらを操作するためのスイッチ、押しボタン等		コック又はこれらを操 作するためのスイッ	酸欠則22条